

ロシアにおける人身取引の現状と立法動向

溝口 修平

1 はじめに

ソ連邦の崩壊以降、性的搾取の目的で旧ソ連邦地域から他国へ取引される女性の数が激増し、その数は毎年5万人にのぼるとも言われている。^(注1) 人身取引が増加している原因としては、経済の自由化やテクノロジーの進歩（インターネットの普及）といったグローバリゼーションの影響が考えられるが、それに加え、ソ連邦時代から存在していた闇経済が国際的な組織犯罪の温床となったというロシアに独特な要因も挙げられる。^(注2)

毎年5万人という被害者の膨大な数は、この地域における問題の深刻さを物語っているが、最近までロシア政府はこの問題に積極的に取り組もうとしてこなかった。米国国務省は、2001年に発表した『人身取引報告書』の中で、各国の人身取引に対する取り組みを3段階で評価しているが、ロシアはその中の最低ランクである「第3段階」に位置付けられた。これに対し、アレクサンドル・ポチノク労働相は、次のように述べた。この報告書は不確かな情報に基づいたものである、そして、ロシアには人身取引に関してはわずかな事例があるだけで、すべての被害者が国家機関とメディアによって適切な対処を受けている。^(注3)

このように、政府は、人身取引の実態を認めようとしないう傾向にあった。しかし、2003年の『人身取引報告書』で「第3段階」に評価された国には、制裁が課される可能性も示唆されていることから、2003年に入りロシアでも立法作業が進んだ。その結果、法律が完全に整備されたとは言いがたいものの、「刑法典」が改正され

るなどの成果もあがっている。

以下では、まずロシアにおける人身取引の現状について述べる。次に、上述の法改正以前には、人身取引の防止、被害者の保護、加害者の訴追についてどのような法律があったかを整理する。その後、2003年12月に改正された「刑法典」と現在審議が行われているその他の法案の内容を概観し、その変更点と今後に残された課題について述べる。

2 人身取引の現状

国際的な組織犯罪である人身取引の実態を把握することは困難であるが、この章ではいくつかの研究報告書をもとに、ロシアにおける人身取引被害の深刻さを紹介する。

欧州連合（EU）が主催した国際会議「人身取引の防止及び人身取引との戦いに関する欧州会議」に提出された報告書によると、1999年から2000年の間に、西欧諸国で人身取引の被害にあった女性の19.7%が、バルト諸国又はCIS（独立国家共同体）諸国の出身であり、ドイツではその15.1%がロシア出身であるという。^(注4) また、そうした被害者の中には、未成年者も多く含まれ、中には孤児院や肉親の手によって、子供が犯罪組織に売られる例もあるという。

国際移民機関（IOM）のもとで、ロード・アイルランド大学のドナ・ヒューズ教授がまとめた報告書には、ロシアにおける人身取引被害の実態が詳しく述べられている。^(注5)

北西部の国境近くでは、ロシア国内から女性が集められ、そこにフィンランドやノルウェー

から買春目的で多くの人を訪れる。また、ノルウェーには「結婚キャンプ」もあり、ロシア人の花嫁を探しにやってくる者もいる。

モスクワやサンクトペテルブルクのような大都市では、売春や人身取引がさらに大規模に行われている。この2つの都市は、人身取引の被害者女性の目的地であると同時に、さらに海外へと移送するための経由地でもある。多くの女性は、ウクライナやモルドヴァのような旧ソ連邦諸国から連れて来られている。

南西部、中西部、シベリア、極東などの地域からも、多くの女性が、米国、欧州、北東アジア、東南アジア、中近東へと送られている。シベリアや極東地域での人身取引の被害に関する報告は非常に少ないが、それはこれらの地域でのメディア報道や、目的地となるアジア諸国からの報告が少ないだけで、日本を含むアジア諸国への人身取引による被害は甚大なものがあると考えられている。こうした国際的な人身取引は、国際的な犯罪組織のネットワークによって行われているため、被害者が犯罪組織間の抗争や殺人事件に巻き込まれるケースも生じている。^(注6)

このような状況が、ロシアで生じた理由は何であろうか。ヒューズ教授は3つの理由を挙げている。第1に、ソ連邦崩壊以降の経済低迷の影響を、女性が強く受けたということが挙げられる。ソ連邦時代には女性の教育水準は高く、職場での地位も高かった。しかし、市場経済へ移行する中でロシアの雇用状況は悪化し、とくに女性の失業率が急上昇した。教育水準の高い女性の失業者が多いことが、ロシアの大きな特徴であるという。また、そうした傾向は、軍需産業などに特化していた地方で特に強いという。失業した女性は、人身取引のような組織犯罪に対して非常に脆弱になりうるということが指摘されている。

第2に、女性に対する暴行の増加と、それに

対する社会の無関心が挙げられる。ロシアでは、多くの女性が家庭内暴力や虐待に苦しんでいるが、経済力や住居を持たないために、離婚した後も同居を続けるケースが多い。また、女性に対する暴力を取り締まるべき警察や検察も、いろいろを受けて告訴を取り下げたり、取調べ等の手続きによって被害者の女性にさらなる苦しみを与えたりしている。そのため、そもそも暴行事件などが訴えられる例が少ないという。^(注7)

第3に、汚職の増大が挙げられる。政治・経済体制の変化の中で、民営化や商取引を監視するようなインフラが整備されなかったために、民営企業、公営企業を問わず汚職が蔓延した。また、中央の政治家や地方の指導者たちも、自らの特権を維持するために、そうした状況を改善しようとする意思を持っていなかった。その結果、ロシアにおいて組織犯罪を防止し、これを処罰することが困難になっている。^(注8)

しかし、こうした状況も、徐々にではあるが、変化し始めているように思われる。米国、EU、欧州安全保障協力機構(OSCE)、国連等は、ロシアに対して、様々な支援プログラムを実施している。米国は、立法支援やNGOの被害者救援センターへの援助など、7つのプログラムを行っている。^(注9) また、EUも組織犯罪対策として、法の支配強化のための法履行機関の準備及び訓練、犯罪の対象とされうる集団に対する防止キャンペーン、国家や地域の状況対処能力の向上など、いくつかのプログラムを旧ソ連邦諸国に対して実施している。^(注10)

その結果、ロシア国内でも人身取引という組織犯罪に対して認識の変化が生じ始めている。旧ソ連邦諸国に基盤を置くNGOの連合であるThe Angel Coalitionは、前述のロシア労働相の米国国務省報告書に対する反応を受けて、10項目の提言をプーチン大統領に直接提出した。^(注11) また、政府も、人身取引は、麻薬や武器の密輸とならび、テロリスト集団の資金源となってい

るという認識を持っており、その対策を重要視し始めている。^(注12)

以上のように、ロシア国内外から人身取引に対策を講ずるべきだという要請が強まった結果、いくつかの成果が生じた。そのひとつが、4章で述べる「刑法典」の改正である。また、「被害者、証人その他の刑事訴訟手続き関与者の国家による保護法案」(以下「証人保護法案」と「人身取引との戦い法案」は、今後審議が進む予定である。

その内容に触れる前に、次章では、従来ロシアにはどのような法制度が存在していたのかについて述べる。

3 従来の法制

(1) 「刑法典」

1997年1月に施行された「刑法典」は、以下のような規定を有していた。

第7章 共犯

第35条 個人の集団、事前に共謀した個人の集団、組織された集団、又は犯罪結社(犯罪組織)による犯罪の実行

第17章 個人の自由、名誉及び尊厳に対する犯罪

第127条 違法な自由の剥奪

第18章 個人の性的不可侵及び性的自由に対する犯罪

第131条 強姦

第132条 暴力による性的特徴を持つ行為

第133条 性的特徴を持つ行為の強制

第134条 14歳未満の者との性的関係及びその他の性的特徴を持つ行為^(注13)

第135条 みだらな行為

第20章 家族及び未成年者に対する犯罪

第152条 未成年者の取引

第24章 公共の安全に対する犯罪

第209条 匪賊行為^(注14)

第210条 犯罪結社(犯罪組織)の組織

第25章 住民の健康及び公衆道徳に対する犯罪

第240条 売春をさせること

第241条 売春のために場所を設置し、維持管理すること

第242条 ポルノグラフィの違法頒布

現代のロシア社会において、犯罪マフィア等による組織犯罪は増加する傾向にあり、大きな社会問題として捉えられてきた。^(注15)そのため、「刑法典」においても第35条、第209条及び第210条で、組織犯罪に関する規定が設けられた。ただし、第35条で規定されている「個人の集団」、「事前に共謀した個人の集団」、「組織された集団」、「犯罪結社(犯罪組織)」の分類が曖昧であるなどの点については、制定当初から批判も存在していた。

また、第152条では、未成年者の取引をする者に対する処罰規定が記されていた。

特徴的なのは、第240条、第241条に記されているように、売春をさせたり、そのための場所を維持管理したりすることに対しては、刑事責任が追及されるが、売春自体には刑事責任を問わないということである。売春は、後述するように、「行政的違反行為法典」に処罰規定が設けられている。

(2) 「労働法典」

第4条 強制労働の禁止

強制労働とは、何らかの処罰を適用するという脅迫のもとで労働させることをいい(第2項)、賃金の支払いが定められた期間内に行われず、又はその額が不十分であった場合や、労働が労働者の生命又は健康を脅かす場合も、これに含まれる(第3項)。

(3) 「行政的違反行為法典」

第6.11条 売春

第6.12条 売春からの収益の受領（他人の売春に関する収益の場合）

売春については、第6.11条で「売春を行うことに対しては、最低賃金に相当する額の15倍以上20倍以下の罰金が課される」と定められている。また、第6.12条では、他人の売春から収益を受領することに対して、最低賃金の20倍以上25倍以下の罰金又は、10日以上15日以下の行政的勾留に処せられるとされている。^(注16)

(4) その他

ロシアは、人身取引の被害者の出身国であるばかりでなく、通過国及び目的地国でもある。つまり、ロシア国内にやってくる外国人がどのような法的立場にあるかということも、人身取引の防止・抑止にとって重要である。

2002年11月に施行された「外国人の法的地位法」は、外国人の入国、居住、労働などに関連する事柄を規定したものである。現在ロシアでは、CIS 諸国や中国からの不法移民の増加が問題視されている。^(注17) そのため、不法移民に対する国家の管理強化が求められているが、それと同時に、労働力を確保する必要もある。

「外国人の法的地位法」は、外国人を「一時的に滞在する外国人」、「一時的に居住する外国人」、「長期的に滞在する外国人」に分類している。「一時的に居住する外国人」に交付される許可証には自治体ごとの割当数がある（第2条-第8条）。また、外国人がロシアで労働に従事するためには、雇用主が外国人雇用の許可を取得し、かつ外国人も就労の許可を得なければならない^(注18)（第13条）。

4 2003年に行われた法改正

前章で述べたように、人身取引とそれに関連する犯罪についての法律も従来から存在していたが、人身取引自体を重大な犯罪とみなしこれ

を処罰するための包括的な法律、また人身取引の被害者を保護するための制度は、ロシアには整備されていなかった。しかし、米国、EU、OSCE、国連、そして国内外の NGO の強い要請を受けて、2003年に入り、法律の制定や改正の動きが強まった。法律の策定作業には国連、OSCE、米国法曹協会（ABA）の専門家も参加し、右派勢力連合のエレナ・ミズリナ氏を中心とする法律委員会の作業グループが、2003年2月17日に「人身取引との戦い法案」を発表した。

ただし、この法律が成立するためには、「刑法典」の改正が必要であったため、2003年4月からその作業が開始された。また、それと並行して、犯罪の被害者や証人などを保護するための法律も審議されている。

(1) 「刑法典」の改正

2003年12月8日にプーチン大統領が署名した「ロシア連邦刑法典の改正及び増補法」は、人身取引の分野に限定されたものではなく、法典全体的大幅な改正であった。そこでは、軽微な犯罪の処罰を軽くする一方で、重大な犯罪に対してはより厳罰化するという傾向が見られる。

人身取引に関連する主な改正・増補は、以下のとおりである。

- ・「第127.1条 人身取引」と「第127.2条 奴隷労働の利用」の増補。
- ・第133条～第135条の改正。
- ・第152条の失効。
- ・第209条、第210条の改正・増補。
- ・第240条、第241条の改正。

これまで人身取引そのものを取り締まる規定は、「刑法典」第152条の「未成年者の取引」のみであったが、2003年にこの罪で有罪となったのはわずか5人であったという。^(注20) したがって、国際的な犯罪組織の資金源となっている人身取引を防止するためには、人身取引自体を刑事責任の対象とする規定を設けることが必要であっ

た。今回新たに加えられた第127.1条は、そうした規定を持つはじめての条項となった（それに伴い、第152条は失効することとなった^(注21)）。

第240条「売春をさせること」は、第2項の改正が行われ、新たに第3項が加えられた。まず第2項は、従来「組織された集団によって行われた場合」とされていた点が、①暴力の行使、又はそれを行行使するという脅迫、②被害者の国境横断、又は海外での不法な抑留、③事前に共謀した個人の集団によって行われた場合という3つの場合に改定された。「組織された集団」による場合、又は「未成年者に」売春をさせた場合は、3～8年の自由剥奪の刑に処せられることとなった（同条第3項）。

第241条は、「売春の組織」に改正された。従来は「売春のために場所を設置し、維持管理すること」としか規定されていなかったものが、「他の者による売春の組織のための行為、売春のための場所を維持管理すること、又は売春に対する体系的な援助」と改正され、これらに対しては10万～50万ルーブルの罰金、1～3年分の労働賃金若しくはその他の収入分の罰金、5年以下の自由の制限、又は5年以下の自由剥奪の刑に処せられることとなった。また、第240条とほぼ同じ内容の第2項、第3項も加えられた。

その他の条項も含め、今回の「刑法典」改正の特徴は、組織による犯罪、国境を越えて行われる犯罪に対して厳罰を科する点にあると言える。

(2) 「証人保護法案」の内容

「証人保護法案」は、2003年3月17日にプーチン大統領によって下院に提出された法案である。この法案は、裁判の円滑化を目的としたものである。ロシアでは、年間1000万人が裁判の証人となっているが、その半数以上が当初の証言を撤回し、100～200万人は偽証をするか、知りもしないことを証言しているという^(注23)。

こうした問題は以前から存在しており、1994年にも下院議員によって同様の法案が提出された。このときは、法案は下院で可決されたが、エリツィン大統領の拒否権発動と上院の否決によって2度成立を阻まれた。この法案は、1996年に再度下院で審議、可決され、上院も通過したものの、結局大統領が拒否したため、成立しなかった。エリツィン大統領がこの法案を阻んだ理由は、財政難に苦しむ政府には証人の保護に対して予算を割く余裕がなかったということが考えられる^(注24)。

しかし、犯罪対策に積極的に取り組むプーチン大統領のもとで、こうした法制度の必要性が再び認識されるようになった^(注25)。

「証人保護法案」は、刑事訴訟に関与する次のような人々、すなわち、証人、被害者及びその法的代理人、私的な告訴人、被告、専門家等、そしてこれらの人々の親族等を国家が保護することを定めている（第1条、第2条）。国家保護には、安全措置と社会的保護措置がある。前者は、生命・財産の保護、危険の通知、情報の秘密性の確保、他の居住地への移転、文書の変更、容姿の変更、勤務ないし学業の場所の変更、安全な場所での一時滞在その他の補足的措置のことを指す（第6条～第14条、第16条）。また後者は、保護される人が、刑事訴訟に関与したことに関連して、身体若しくは健康に害を受けたとき、又は死に至ったときに、連邦政府からいくらかの支払いが行われることを指す（第15条）。

(3) 「人身取引との戦い法案」の内容

公表された「人身取引との戦い法案」は、全10章40条からなる。それは、①ロシアにおける人身取引との戦いのためのシステムに関する法的・組織的基盤、②人身取引の被害者の法的地位、③人身取引に対する責任の種類と範囲、を定めるものである（第1条）。

①法的・組織的基盤

人身取引との戦いにおいて、検事総長がその監督を行う。また、大統領、政府及び人権オンブズマンがその管理を行う(第6条)。連邦政府の指導のもと、各連邦執行機関^(注26)は定められた管轄内で、人身取引との戦いのために活動し、また、大統領は省庁間の調整のために連邦省庁間委員会(以下、連邦委員会)を設置することができる(第9条)。この連邦委員会は、情報の収集と分析を通じて国家の基本政策を準備し、各連邦構成主体の取組みの調整、検討、監視を行う。そして、そのメンバーには社会团体やロシアに代表をおく国際NGOも加わる(第10条)。

②被害者の法的地位

被害者の保護と支援を行うために、一時滞在のための避難所及び被害者支援・救援センターが設立される(第23条)。一時滞在避難所は、連邦委員会又は連邦法によって認可された法主体によって設立される。人身取引の被害者はそこに10日間滞在でき、訴訟手続きの進行に応じて滞在を延長することができる(第24条)。

また、被害者支援・救援センターは、連邦構成主体の形成した地域委員会によって設立される。その活動内容は、被害者に適切な司法及び行政訴訟の情報を提供すること、質の高い精神治療及び医療的な救援を提供すること、被害者の社会的リハビリを行うこと、である。(第25条、第27条)被害者の救援のために、被害者に関する情報は公表してはならず、被害者の生命と健康が現実的な脅威にさらされている場合は、氏名、生年月日及び出生地を変更することもできる(第28条)。

さらに、児童、外国人及び無国籍者である被害者に対しても、国家による保護等の措置が取られることが明記されている(第30条、第31条)。

③刑事責任の種類と範囲

人身取引の組織と実施に参加した者は、刑事責任を問われ、再犯の場合は、より強い責任が問われる。また、人身取引の被害者が、その人

身取引によって行政法違反を犯した場合には、その責任は問われない(第14条)。

人身取引の責任主体は、搾取の目的で、人を募集・運搬・移送・蔵匿する「共同正犯」と、人身取引活動を行う集団を組織・指導し、これに助言・指示・情報提供などを行う「共同従犯」に分類される(第17条)。ここでいう搾取には、(a)臓器や組織の移植、代理母としての女性の利用といった肉体的搾取、(b)家事や日常的なサービス、農業生産、犯罪ビジネス(武装勢力への参加、違法な商品の生産)などの領域における労働搾取、(c)売春やその他の性的特徴を持つ活動を目的とした人身搾取、が含まれる。搾取を強制するための手段としては、(a)暴力や睡眠薬、アルコール、薬物の強制的使用による肉体的強制、(b)債務契約やその他の物質的依存による経済的強制、(c)恐喝、裏切り、迷いに導くこと、暴力を行使すると脅迫することによる精神的強制、などがありうる(第19条)。

5 連邦政府による取組み・国際的な取組み

これまで立法動向を中心に、ロシアの人身取引に対する取り組みを見てきたが、連邦政府による取組みや国際的取組みへの参加としては、どのようなものがあるだろうか。

ロシアは、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」に加入し、「強制労働条約」、「強制労働の廃止に関する条約」、「児童の権利に関する条約」などに署名・批准している。ただし、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」には、2000年12月に署名したものの、まだ批准していない。

政府は、2001年6月に「2001-2005年の女性の立場改善と社会における役割向上のための国家行動計画^(注27)」を実施する政府命令を出し、内務

省に人身取引を追跡するための特別委員会も設置された。^(注28)

2003年の前半には、カザフスタン、タジキスタン、グルジアといった他の CIS 諸国も刑法典を改正し、人身取引を犯罪として規定した。こうした流れを受けて、9月には CIS 内相会議の場で、「人身取引との戦いに関する協定」に各国が署名した。ただし、ロシアのワシリエフ内務次官によれば、ロシアにはこうした協力を行うための適切な法的基盤が欠如しており、そのためにも早急な法律の整備が求められていると^(注29)いう。

6 終わりに

以上のように、ようやくロシアにおいても、人身取引犯罪を予防・訴追し、被害者を保護するような法制度の確立に向けた動きが始まった。その結果、2003年の『人身取引報告書』では、その評価は「第2段階」へと格上げされた。2004年1月にモスクワを訪れた米国のパウエル国務長官も、こうした立法の進展を好意的に評価している。

ただし、現在のところ「刑法典」の改正によって、人身取引犯罪を行った者を訴追するための法律が整備されたにすぎず、依然課題は多い。ロシア国内外から83機関の NGO 代表が参加し、パウエル国務長官も参加した「人身取引との戦いのための全ロシア会議」で議長を務め、「人身取引との戦い法案」を作成した人物でもあるエレナ・ミズリナ氏は、法律制定の作業が議会で全く進展していないことを非難して^(注30)いる。

また、たとえ法律が成立したとしても、第2章で紹介した IOM の報告書にも書かれているような警察や官僚の腐敗を防ぎ、被害者の保護や人身取引犯罪の防止に取り組むことができるかが今後の課題である。

(注)

- (1) CIS 諸国に基盤をおく43の NGO の連合である The Angel Coalition のウェブサイト<<http://www.angelcoalition.org>>を参照。
- (2) Donna M. Hughes, "The 'Natasha' Trade: The Transnational Shadow Market of Trafficking in Women," *Journal of International Affairs*, vol.53, no.2, Spring 2000, p.628.
- (3) "Russia's Response to the 2001 TIP Report (Statement to International Press by Russian Labor Minister Alexander Pochinok-Moscow, April 3, 2002)." <<http://www.angelcoalition.org/PDF/RussiaResponse.pdf>> (last access : 2004.3.18.)
- (4) Frank Laczko, Amanda Klekowski von Koppenfels and Jana Barthel, "Trafficking in Women from Central and Eastern Europe: A Review of Statistical Data." presented at European Conference on Preventing and Combating Trafficking in Human Beings : Global Challenge for the 21st Century under the High Patronage of H.R.M. the King of the Belgians, 18-20 September 2002, p.9.
- (5) Donna M. Hughes, *Trafficking for Sexual Exploitation : The Case of the Russian Federation*, Geneva: International Organization for Migration, 2002. <<http://www.iom.int/documents/publication/en/mrs%5F7%5F2002.pdf>> (last access: 2004.3.18.)
- (6) *ibid.*, pp.15-54.
- (7) 毎年、14000人の女性が自分の夫の手によって殺され、2000人の女性が自殺しているという。(Женщины молчат..., *Новая газета* 2002.7.10. (「女性は沈黙している...」『新新聞』2002.7.10.))
- (8) Hughes, *Trafficking for Sexual Exploitation*, pp. 8-14.
- (9) "The U.S. Government's International Anti-Trafficking Programs Fiscal Year 2002."

- <<http://www.state.gov/g/tip/rls/rpt/17858.htm>> (last access:2004.3.18.)
- (10) *Annual Report 2003 from the Commission to the Council and the European Parliament on the EC Development Policy and the Implementation of External Assistance in 2002*, 2003, pp.137-138. <http://europa.eu.int/comm/europeaid/reports/com_2003_0527_en.pdf> (last access:2004.3.18.)
- (11) “Press Release Issued by the Angel Coalition in Response to Minister Pochinok.” <<http://www.angelcoalition.org/PDF/CoalitionResponds.pdf>> (last access:2004.3.18.)
- (12) Владимир Путин внес в Государственную Думу поправки к действующему уголовному кодексу, *WPS: Мониторинг ТВ и Радио: Политика*, 2003.10.27(「ウラジーミル・プーチンは、下院に現行刑法典の改正案を提出」『WPS: TV ラジオ・モニタリング: 政治』2003.10.27); Ради женщин и детей, *Известия*, 2003.10.29. (「女性と子供のために」『イズベスチヤ』2003.10.29.)
- (13) 「刑法典」制定時には、「16歳未満」であったが、1998年6月27日に「14歳未満」に改正された。
- (14) 「匪賊(банда)」とは、「基盤のしっかりした武装集団」のことをいう。
- (15) 上野達彦『ロシアの社会病理——体制転換期の罪と社会』敬文堂, 2000, pp.52-57.
- (16) この2項についても、2003年にいくつかの改正案が提出されたが、本稿では特に取り上げない。
- (17) Александр Чекалин, *Известия*, 2003.10.31. (「アレクサンドル・チェカリン」『イズベスチヤ』2003.10.31.)
- (18) 土岐康子「ロシア連邦における外国人の法的地位法」『外国の立法』215号, 2003.2, pp.139-144.
- (19) 改革派政党。1999年から2003年までの下院第3会期では、約8%の議席を占めていた。
- (20) Ю. Колесов, В России опять борются с рабством, *Время Новостей*, 2003.10.28. (Yu. Колесов「ロシアは再び奴隷制度と戦う」『新時代』2003.10.28.)
- (21) 第127.1条 人身取引
- 1 搾取の目的で人の売買、又はその募集、運搬、移送、藏匿若しくは受領を行う人身取引を行うものは、5年以下の自由剥奪の刑に処する。
- 2 その行為が
- a) 2人以上に対して、
- b) 明らかな未成年者に対して、
- b) 自分の職務上の立場を利用して、
- r) 被害者によるロシア連邦の国境通過、又は海外での不法な抑留を伴い、
- d) 偽造文書の利用、又は被害者に関する文書の削除、隠蔽、破壊を伴い、
- e) 暴力の行使、又は暴力を行使すると脅迫することを伴い、
- ж) 被害者の臓器や組織の除去のために、行われたときは、3-10年の自由剥奪の刑に処する。
- 3 第1項及び第2項で規定されている行為が、
- a) 過失による死を招き、被害者の健康に重大な損害をもたらし、又はその他の重大な結果をもたらし、
- b) 多くの人の生命と健康にとって危険な方法で行われ、
- b) 組織された集団によって、行われた場合、7年以上15年以下の自由剥奪の刑に処する。
- (22) 第134条、第135条は、「14歳未満」に改正されていたが(注12参照)、今回再び「16歳未満」とされた。
- (23) Президент решил опередить парламент, *Коммерсант*, 2003.3.20. (「大統領は議会を追い越す」『Коммерсант』2003.3.20.)別の記事では、証言を撤回する人の数は250万人とされている。(Говори-не бойся, *Известия*, 2003.3.20. (「怖がらずに話して」『イズベスチヤ』2003.3.20.)
- (24) Говори-не бойся, *Известия*, 2003.3.20. (「怖がらずに話して」『イズベスチヤ』2003.3.20.)
- (25) 大統領法案とは別に、上下両院の議員によって作成された同様の法案が2002年4月から審議されていた。しかし、この法案は、大統領法案が第1読会を通過した2003年6月に、下院で否決された。法案は下記

- のウェブサイトで見ることができる。<<http://www.legislature.ru/monitor/zashchitasvideteley/zashchitasvideteley.html>> (last access: 2004.3.18.)
- (26) 内務省、外務省・外交代表部・領事機関、連邦保安局 (FSB)、国家関税委員会、労働・社会発展省、教育省、検事総長は、活動を行う直接的な主体とされ、その他の省庁もこれに加わるものとされている (第9条第4項、第5項)。これらの省庁の活動内容は、第11条に規定されている。
- (27) Распоряжение правительства Российской Федерации от 28 июня 2001 г. № 858-р. *Собрание законодательства Российской Федерации*, 2001, №29, ст.2913. (「2001年6月28日付ロシア連邦政府命令、858-р号」『ロシア連邦法令集』2001,29号,2913番.)
- (28) Президент заинтересовался проститутками, *Коммерсант*, 2002.10.29. (「大統領は売春婦に関心を呼び起こす」『コメルサント』2002.10.29.)
- (29) Страны СНГ налаживают взаимодействие в борьбе с торговлей людьми, *Интерфакс Оперативные сообщения*, 2003.9.24. (「CIS 諸国は人身取引との戦いにおける協力関係を整える」『インタファックス情報サービス』2003.9.24.)
- (30) Пауэлл и Полтавченко покончат с работоторговлей, *Независимая газета*, 2004.1.28. (「パウエルとポルタブチェンコは、人身取引を片付ける」『独立新聞』2004.1.28.)

(参考文献) (注で記したものはのぞく)

- (1) Уголовный кодекс Российской Федерации, *Собрание*

законодательства Российской Федерации, 1996, №25, ст.2954. (「ロシア連邦刑法典」『ロシア連邦法令集』1996,25号,2954番.)

- (2) Трудовой кодекс Российской Федерации, *Собрание законодательства Российской Федерации*, 2002, №1, ст.3. (「ロシア連邦労働法典」『ロシア連邦法令集』2002,1号,3番.)
- (3) Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях, *Собрание законодательства Российской Федерации*, 2002, №1, ст1. (「ロシア連邦行政的違反行為法典」『ロシア連邦法令集』2002, 1号, 1番.)
- (4) Федеральный закон «о внесении изменений и дополнений в Уголовный кодекс Российской Федерации» (「ロシア連邦刑法典の改正及び増補に関する連邦法」) <<http://www.akdi.ru/gd/proekt/091699GD.SHTM>>
- (5) Федеральный закон «о государственной защите потерпевших, свидетелей и иных участников уголовного судопроизводства» (「被害者、証人及びその他の刑事訴訟関与者の国家保護に関する連邦法」) <<http://www.akdi.ru/gd/PROEKT/091840gd.shtm>>
- (6) OSCE のウェブサイト <<http://www.osce.org/>>
- (7) IOM のウェブサイト <<http://www.iom.int/>>
- (8) 米国国務省のウェブサイト <<http://www.state.gov/>>

(みぞぐち しゅうへい・海外立法情報課非常勤調査員)